

公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 5 3 号

改正 平成 19 年 11 月 22 日規程第 108 号
平成 20 年 1 月 23 日規程第 1 号
平成 20 年 4 月 1 日規程第 24 号
平成 20 年 10 月 1 日規程第 41 号
平成 21 年 1 月 28 日規程第 5 号
平成 21 年 10 月 1 日規程第 32 号
平成 22 年 10 月 5 日規程第 22 号
平成 27 年 3 月 31 日規程第 4 号
平成 28 年 1 月 25 日規程第 3 号
平成 28 年 10 月 21 日規程第 25 号
平成 28 年 12 月 12 日規程第 26 号
令和 2 年 3 月 5 日規程第 14 号
令和 2 年 10 月 23 日規程第 70 号
令和 3 年 2 月 24 日規程第 11 号
令和 4 年 1 月 27 日規程第 1 号
令和 4 年 10 月 26 日規程第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学が徴収する下関市立大学（以下「本学」という。）の授業料、入学金、入学検定料、聴講料及び受講料（以下「授業料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学検定料の額及び納入期限)

第 2 条 本学の入学試験を受けようとする者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 入学検定料の額及び納入期限は、別表第 1 のとおりとする。

(入学金の額及び納入期限)

第 3 条 本学の入学の許可を受けようとする者は、入学金を納付しなければならない。

2 入学金の額及び納入期限は、別表第 2 のとおりとする。ただし、本人又はその配偶者若しくは親（実父母及び養父母をいう。）が入学の前年の 4 月 1 日から引き続き下関市内に住所を有すると住民票等により理事長が認めた者の入学金の額は、同表に定める額の半額とする。

(授業料の額及び納入期限)

第 4 条 本学に入学した者は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料は、年額を 4 月から 9 月まで（以下「前期」という。）及び 10 月から 3 月まで（以下「後期」という。）に区分して納付しなければならない。

3 授業料の額及び納入期限は、別表第 3 のとおりとする。

4 学部、大学院及び特別支援教育特別専攻科（以下「学部等」という。）に在学する者のうち、在学する学部等の修業年限（大学院にあっては、標準修業年限。以下同じ。）を超えて一定の期間にわたり計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）

が認められた者の授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、当該長期履修が認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、当該者が在学する学部等の授業料の年額（前項に規定する前期の授業料の額と後期の授業料の額を合算した額をいう。第6条の2において同じ。）に当該学部等の修業年限の年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（聴講料の額及び納入期限）

第5条 科目等履修生及び特別聴講学生は、聴講料を納付しなければならない。

2 聴講料の額及び納入期限は、別表第4のとおりとする。

（受講料の額及び納入期限）

第5条の2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の特別の課程を受講しようとする者は、受講料を納付しなければならない。

2 受講料の額及び納入期限は、別表第5のとおりとする。

（授業料の徴収）

第6条 授業料は、出席の有無にかかわらず徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その間の授業料は、徴収しない。

(1) 休業が、前期授業開始日から前期授業終了日までの期間又は後期授業開始日から後期授業終了日までの期間にわたるとき。

(2) 休学が、前期授業開始日から前期授業終了日までの期間又は後期授業開始日から後期授業終了日までの期間にわたるとき。

(3) 伝染病を有する疾病のため出席停止が、前期授業開始日から前期授業終了日までの期間又は後期授業開始日から後期授業終了日までの期間にわたるとき。

（長期履修を認められた者に係る授業料の特例等）

第6条の2 長期履修を認められた者が長期履修期間の短縮を認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて第4条第4項の規定により再計算した授業料の年額に基づき当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額から、当該者が在学した期間に納付した授業料の総額を控除した額を理事長が定める日までに納付しなければならない。

2 前項の規定により長期履修期間を短縮することを認めた場合及び長期履修の許可が取り消された場合の授業料の徴収方法その他授業料の徴収に関し必要な事項は、理事長が定める。

3 長期履修期間が終了した後もなお在学する場合の授業料の額は、別表第3の授業料の額とする。

（授業料未納者に対する処置）

第7条 授業料を納入期限までに納付しなかった者が督促を受けた日から60日以内

になお納入しないときは、当該納入しない者を除籍することができる。

2 第9条の規定により分納又は徴収猶予の決定を受けた者がその納入期限までに納入しないときは、当該納入しない者を除籍することができる。

(授業料等の減免)

第8条 理事長は、特別の事情があると認める者については、授業料等（受講料を除く。）を減免することができる。

2 授業料等の減免については、別に定める。

(授業料の分納及び徴収猶予)

第9条 理事長は、特別の事情があると認める者については、授業料を分納させ、又は徴収猶予することができる。

2 授業料の分納及び徴収猶予については、別に定める。

(授業料等の不還付)

第10条 既納の授業料等は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第2条の規定により入学検定料を納付し、願書の提出を行わなかった者が、返還の申し出をした場合に限り、当該入学検定料を全額還付する。

(2) 第2条の規定により入学検定料を納付し、願書の提出を行った者が大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト受験科目の不足等による無資格者であるときは、その者が返還の申し出をした場合に限り、当該入学検定料のうち13,000円を還付する。

(3) 第6条各号の規定に該当する者又は退学及び除籍等の事由により前期授業開始日から前期授業終了日までの期間若しくは後期授業開始日から後期授業終了日までの期間において本学に在籍しない者が授業料を納付した場合は、当該授業料を全額還付する。

(4) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の規定に基づき、入学金の全部又は一部について減免された場合は、当該減免された額を還付する。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年度における学生の前期授業料の納入期限は、理事長が別に定める。

附 則（平成19年11月22日規程第108号）

この規程は、平成19年11月22日から施行する。

附 則（平成 20 年 1 月 23 日規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規程第 24 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 1 日規程第 41 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 28 日規程第 5 号）

この規程は、平成 21 年 1 月 28 日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程附則第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 21 年度入学者の入学金について適用する。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日規程第 32 号）

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 5 日規程第 22 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 54 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 25 日規程第 3 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 21 日規程第 25 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 12 日規程第 26 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 5 日規程第 14 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 23 日規程第 70 号）

この規程は、令和 2 年 12 月 15 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 24 日規程第 11 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 27 日規程第 1 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 26 日規程第 24 号）

この規程は、令和 4 年 10 月 26 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

入 学 検 定 料

区 分		金 額	納 入 期 限
学 生	学 部	17,000円	入学願書提出の際
	大 学 院	30,000円	
	特別支援教育 特別専攻科	16,500円	

別表第2（第3条関係）

入 学 金

区 分		金 額	納入期限
学 生	学部	282,000円	入学手続書類 提出の際
	学部（一般選抜試験成績優秀者）	141,000円	
	学部（編入学）	141,000円	
	大学院	282,000円	
	大学院（転入学）	141,000円	
	特別支援教育特別専攻科	58,400円	

備考

- 1 一般選抜試験成績優秀者は、下関市立大学入学選抜に関する規程（平成19年規程第63号）第6条の規定により実施する前期日程及び公立大学中期日程の合格者のうち、入学試験の成績が特に優秀であると理事長が認めた者とする。
- 2 編入学は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号）第23条の規定により編入学する者とする。
- 3 転入学は、下関市立大学大学院学則（平成19年規則第2号）第14条の規定により転入学する者とする。

別表第3（第4条関係）

授 業 料

区 分		金 額		納入期限
学 生	学 部	前期	267,900円	4月26日
		後期	267,900円	10月26日
	大 学 院	前期	267,900円	4月26日
		後期	267,900円	10月26日
	特別支援教育 特別専攻科	前期	136,950円	4月26日
		後期	136,950円	10月26日

備考 納入期限が日曜日若しくは土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日を当該納入期限とする。

別表第4（第5条関係）

聴 講 料

区 分	金 額	納入期限
科目等履修生	1単位につき14,800円	履修の許可を受ける際
特別聴講学生		

別表第5（第5条の2関係）

受 講 料

金 額	納入期限
1時間につき1,000円	受講の許可を受ける際